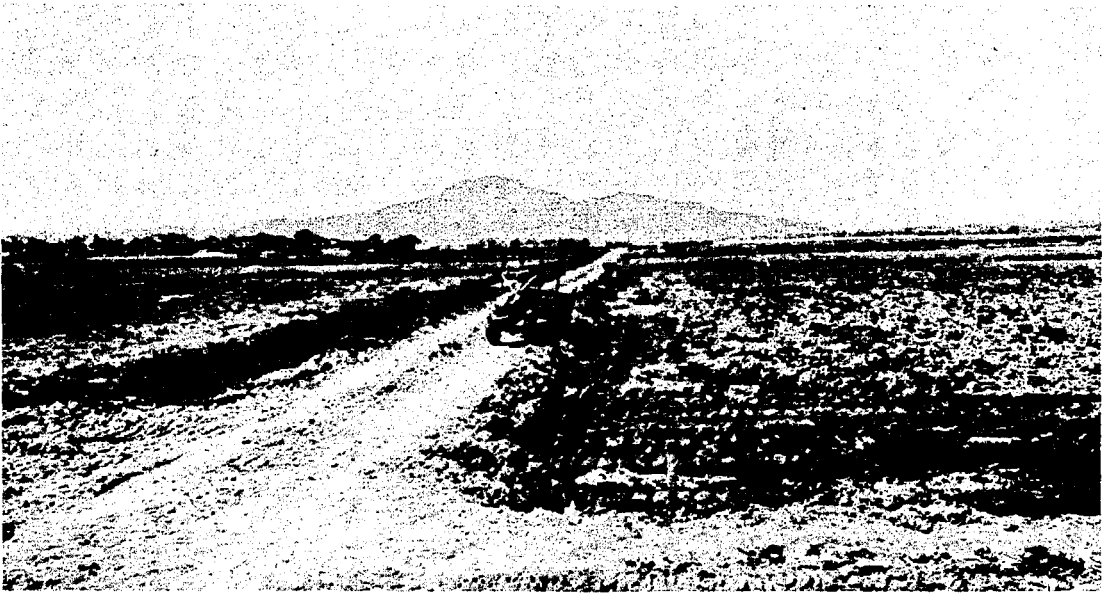


# にしかわ 広報

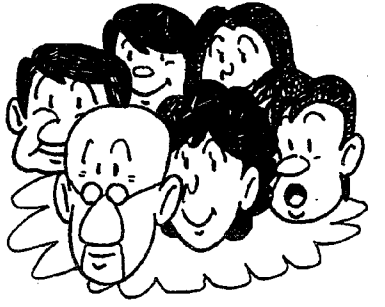
1979  
4/25

第232号

□ 発行 / 新潟県西蒲原郡西川町役場    □ 編集 / 総務課    □ 毎月10日・25日発行



水にならまされた  
西蒲原の浮き田  
三年に二年は流れた  
それと毎年植えた田んぼだ  
カテシゴシゴの音で  
怒りも涙も飲んだ振る下りてきた  
今どいふ人を開きいふがらだ  
空も田んぼも耕す機と押し替すまを  
角田の山に向く側  
毒酒の娘も母の音語り  
子供たちよ  
お前たちも手をとりて走れ道も  
花が一ぱいだ  
新しい西蒲原にお前たちの  
なへだ  
お母おやのまたお母  
何代もつづき育てくれたふくらんだ  
しつらと五体たらくとめくれ



### 昭和54年度の ★町税の改正点★

地方税法の一部改正が行われ、昭和五十四年度分の町税が次のようにかわりました。  
以下改正の主な内容について掲載いたします。

●住民税について  
一、個人の住民税負担の軽減を図るため、課税最低限が引き上げられることになり、所得控除及び障害者控除が次のとおり改正されました。  
したがって、昭和五十四年度の町民税・県民税は、改正の額により計算されます。

■障害者控除等の改正

項目	改正前	改正後
障害者控除	18万円	19万円
特別障害者控除	20万円	21万円
老年者控除	18万円	19万円
寡婦控除	18万円	19万円
勤労学生控除	18万円	19万円

■所得控除の改正

項目	改正前	改正後
基礎控除	20万円	21万円
配偶者控除	20万円	21万円
扶養控除	19万円	20万円
老人扶養控除	20万円	21万円
配偶者のいない1人目の扶養控除	20万円	21万円
夫婦2人の給与と所得者の課税最低限	141万円	149万円

の特例が認められる一定の長期譲渡所得については、特別控除後の譲渡益の課税について、軽減の特例が設けられました。

#### ●固定資産税について

今年度は固定資産の評価替えの年にあたりませんが、これに伴う税負担の調整を図るため、昭和五十四年度から昭和五十六年度までの土地に係る固定資産税については、新評価額に対して段階的に負担調整を行うことになりました。  
これは、新評価額に対する税額の急激な上昇をさけるため、昭和五十四年度から昭和五十六年度までの税額は、前年度分の課税標準額に対する次表の上昇率の区分に応じ、同表右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を限度とすることになるものであります。

■評価替えに伴う土地の上昇率及び負担調整率

区分	上昇率	負担調整率
宅地等	・1.3倍以下のもの	1.1
	・1.3倍を超え、1.7倍以下のもの	1.2
	・1.7倍を超えるもの	1.3
一般地	・1.15倍以下のもの	1.05
	・1.15倍を超え、1.3倍以下のもの	1.1
	・1.3倍を超えるもの	1.2

●軽自動車税について  
昭和五十四年度の軽自動車税から、税率が左表のとおり改正されました。  
いずれの車種も約十パーセントの増額となっています。

■軽自動車税率の改正

種目	税率	
	改正前	改正後
原動機付自転車	第一種(50cc以下)	650円
	第二種乙(90cc以下)	1,000
	第二種甲(125cc以下)	1,300
軽自動車	二輪のもの	2,000
	四輪乗用(自家用)	5,900
	四輪貨物用(自家用)	3,300
小型特殊自動車	農耕作業用(コンバイン・トラクター等)	1,300
	その他のもの	3,900
二輪の小型自動車	3,300	3,650

#### ●ガソリン税について

ガソリン税については、大衆負担の軽減の見地から、六月使用分のガソリンから免税点を六千円から七千円に引き上げることになりました。

#### ●国民健康保険税について

国民健康保険税の課税限度額が十九万円から二十二万円に引き上げられました。

### 軽自動車税について

軽自動車税は、毎年四月一日現在の所有者又は使用者に課税されます。

軽自動車等の譲渡、交換、廃車等をして、手続をしないと旧の所有者に課税されたり、廃車の車に税金がかかったりしますので、異動のあった場合は、必ず手続をしてください。

なお、手続は、車種によって異なります。  
次の区分により手続をしてください。

- 原動機付自転車、小型特殊自動車は役場税務課
- 軽自動車のうち四輪のものは軽自動車検査協会(電話 新潟 七五〇七〇四)
- 軽自動車のうち二輪のものは全国軽自動車協会連合会(電話 新潟 四七二二八六)
- 二輪の小型自動車は新潟県陸運事務所(電話 新潟 四七二二二二)

### 昭和五十四年度の税金等の納期について

昭和五十四年度の税金及び国民年金の納期は別表のとおりです。  
納期は各月とも十六日からその月の末日までですから、忘れずに納めてください。

◇別表  
昭和54年度の税金等の納期一覧表

納期	税目等	期別
4月	軽自動車税	国民年金(1)
5月	固定資産税(1)	
6月	町県民税(1)	保険税(1)
7月	固定資産税(2)	国民年金(2)
8月	町県民税(2)	保険税(2)
10月	町県民税(3)	保険税(3)
12月	固定資産税(3)	国民年金(3)
1月	町県民税(4)	保険税(4)
2月	固定資産税(4)	国民年金(4)

※昨年と納期が違っていますから、ご注意ください。

### 主婦のパートと税金

最近、パートで働きたいという主婦が多くなっています。  
ところで、パート収入という内職や外交員の収入などいろいろありますが、ここでは主婦のパート収入が給与だけの場合、所得税がどのようになるかを説明してみよう。

#### ●パート収入と所得税

パートの年収	夫の所得から配偶者控除が	パート収入に所得税が
70万円以下	受けられる	かからない
70万円～79万円	受けられない	かからない
79万円以上	受けられない	かかる

図のように、パート収入が年間七十万円(月平均約五千八百三十三円)までは、奥さんにも税金はかかりませんし、ご主人の所得から

### 今月分

#### 軽自動車税の納期です

四月は軽自動車税の納期になっています。

昭和五十四年度の軽自動車税の納税通知書をお届けしましたので、納期限までに忘れずに納めてください。

#### 納税について

●口座振替をしている方には、納税通知書だけをお届けし、税金を納めるときは納付書は直接金融機関へ送付しましたので、税金は、あなたの口座から納税されます。  
●口座振替をしていない方には、納税通知書と納付書を併せてお届けしましたので、納税通知書に記載の金融機関へ直接納めてください。

#### 固定資産税の納税通知書は五月にお届けいたします

昭和五十四年度分限り、固定資産税の第一期分の納期が五月十六日から五月三十一日(例年は四月十六日から四月三十日)までに変更になりました。  
したがって、固定資産税の納税通知書は、五月十九日頃お届けいたします。

なければなりません。

● 覚書、念書、差入書のような文書でも、契約内容を証明するものは、契約書としての収入印紙を貼らなければなりません。  
● 印紙税として定められた金額以上の収入印紙を貼って提示したときは、その文書を税務署に提示して、還付の手続をしてください。誤って納めた印紙税額は戻ります。

#### 災害を受けたときは 税の減免手続きを

この度の「三・三一」春台風により、住宅や家財に損害を受けられた方はおられますか。損害を受けた方については、その被害額の程度によって所得税の雑損控除を受けられる場合がありますから、来年の確定申告の際にこの控除を受けるためにあらかじめ損害額の計算をしておきましょう。

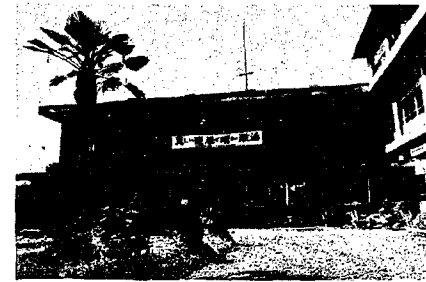
#### ●雑損控除の計算

損害額＝損害保険金などにより補てんされる金額－合計所得金額×1/10＝雑損控除額  
手続きなど、詳しくはお近くの税務署か税務相談室におたずねください。

# 町民全体の政治意識を高めよう!!

## 五十四年度

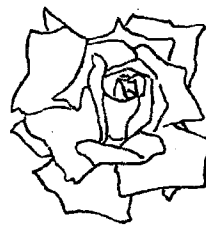
### 西川町明るい選挙推進委員決まる



「明るい町づくりは、みんなの力で……昨年誕生した各町内、部落より選ばれた推進委員の方々ご協力ありがとうございます。今年も次の方々「明るい選挙推進委員」に決まりました。早速研修会・選挙啓発運動等に活躍していただきます。

委員は次のとおりです  
 押 付 波 辺 フ ミ  
 矢 島 中 沢 孝  
 天 竺 堂 高 橋 佐 久 一  
 真 田 伝 川 幸 松

- |     |             |       |           |
|-----|-------------|-------|-----------|
| 旗 島 | 渡 辺 松 衛     | 六 分   | 八 百 板 武 夫 |
| 西 上 | 有 坂 一 平     | 見 分   | 近 藤 一 男   |
| 中 島 | 岩 崎 長 平     | 善 光 寺 | 土 田 国 男   |
| 下 山 | 小 林 幸 一 郎   | 桑 山   | 前 山 重 男   |
| 川 崎 | 渡 辺 幸 一 郎   | 新 川   | 赤 川 久 二 郎 |
| 平 野 | 相 馬 シ ズ エ   | 上 組   | 織 田 幸 雄   |
| 学 校 | 倉 部 ソ イ     | 中 村   | 山 下 興 三 郎 |
| 水 道 | 矢 口 則 子     | 三 ツ 屋 | 石 川 升 蔵   |
| 新 米 | 中 野 九 之 右 門 | 下 組   | 長 谷 川 功   |
| 一 番 | 寺 島 辰 治     | 新 田   | 小 林 未 蔵   |
| 二 番 | 真 島 忠 雄     | 大 田   | 山 形 作 市   |
| 三 番 | 坂 井 正 次     | 浦 村   | 小 林 正 義   |
| 四 番 | 加 茂 竹 三 郎   | 大 関   | 菅 崎 ハ ツ   |
| 五 番 | 長 島 吉 徳     | 大 岡   | 泉 井 正 義   |
| 六 番 | 鶴 巻 関 太 郎   | 川 西   | 藤 田 秋 雄   |
| 七 番 | 二 村 忠       | 升 野   | 高 橋 一 英   |
| 八 番 | 近 藤 喜 平 次   | 川 野   | 与 兵 衛 利 江 |
| 九 番 | 小 林 又 雄     | 堀 上   | 土 田 藤 一 郎 |
| 東 町 | 入 沢 幸 五 郎   | 貝 柄   | 加 藤 志 良   |
| 朝 日 | 真 島 幸 五 郎   | 三 角 野 | 名 古 屋 志 良 |
| 千 限 | 赤 川 守 平     |       |           |
| 藤 見 | 小 川 善 章     |       |           |
| 大 正 | 本 間 栄 太 郎   |       |           |
| 旗 屋 | 高 橋 一 雄     |       |           |
| 松 崎 | 小 林 平 吉     |       |           |



白バラは明るい選挙のマークです

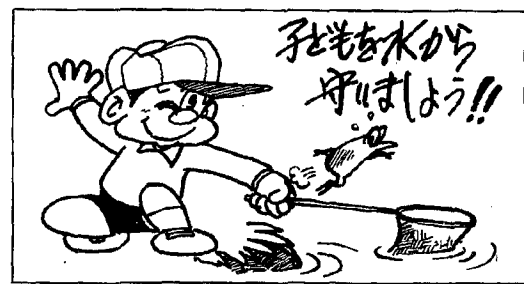
### こうして計算!!

国民年金の加入者が老齢年金を受けられるのは、  
 ○ 六十歳までに保険料を納めた期間と免除をうけた期間とが合せて二十五年以上あることが原則になっています。  
 しかし、国民年金がスタートしたのは昭和三十六年四月一日でしたから、その当時、加入者のなかには、六十歳までに二十五年間保険料を納めるという条件を満たさない人がいました。  
 そこで、昭和五年四月一日以前に生まれた人には、その人の年齢に応じて、二十五年の期間を、十年から二十四年、に短かくして年金が受けられるようにしてあります。ところが、保険料を納めた期間が短いと、別表①の計算式だけではどうしても年金額はかなり低くなってしまいます。  
 このため、これらの人には「定額年金」に「特別加算」をつけて二十五年納付の標準的な年金額に近づけるよう配慮されています。  
 また、国民年金は物価の上がり下がりに応じて、年金額がスライドする仕組みになっていますので、年金額が目減りすることはありま

■老齢年金の計算式は

① 定額年金  
 $(1,300円 \times 保険料納付月数) + (1,300円 \times 保険料免除月数 \times \frac{1}{2}) \times 1.167$   
 ※ 1.167は昭和50年度に対する昭和52年度の全国消費者物価指数の上昇率です。

② 特別加算  
 $1500円 \times (300 - 国民年金加入月数) \times \frac{1}{2} \times \frac{1.167}{国民年金加入月数}$   
 ※昭和5年4月1日以前に生れた人で、被保険者期間が25年にならない場合。



## 金婚式の祝い

かねがね不審に思っていたことを、町民話し合いの場である「ひろば」に提供して、みんなで考えてみたい。

昨年私たちの部落で二組の金婚式該当者があった。ところが、一組は県知事の祝賀色紙と公民館の祝いをいただいたのに、一組は知事の色紙だけのことだった。何ともみにおらない話だ。老人会の役員にある人たちに聞いてみたら、西川町公民館では、夫婦揃って敬老会に招かれる人、すなわち満七十歳以上でないこと、金婚式の祝賀は行わないとのことだ。なるほど、それで済めた。うちの部落の場合、一組は夫婦とも七十歳以上だが、一組の婦は六十六歳である。しか

し金婚式を祝うのに、公民館のとの解釈が許されるだろうか。わかりきったことだが一応辞書をひいてみた。「夫婦が結婚後五十年目に行う記念祝賀の式」(広辞苑)とあって、当然のことながら年齢が顔を出す余地など何もない。そこで我われの公民館だけが、なぜそのような窮屈な、というより理不尽な措置をとるのだろうかと考えてみた。

筆者も一昨年はじめて敬老会に招かれて出席したが、祝賀の開宴の直前に金婚式該当者の表彰が行われたことを想起した。あの場面で、「これで表彰式は終わりました。敬老会の招待者以外の方はお引き取りください」とも言いかねるので、夫婦の一方が七十歳未満の場合には、公民館祝賀は行わないと決めたのではないかと、私流に結論づけてみた。

そうだとすると、予算を伴うので、町当局の許可が必要わけだが、人生比翼連理の契りを結んで五十年連れ添うことは至難の業だから、金婚式該当者の七十歳未満の人の昼食費も計上して、夫婦揃って喜びを受けられるよう講じてほしい。

自分ひとりで勝手に結論を出し、対策までお願いしたが、真相はどうなのか、公民館長からこの欄でご教示願いたい。

(十)

### さあ!!

## 春のリーグ戦

### ★野球チーム募集★

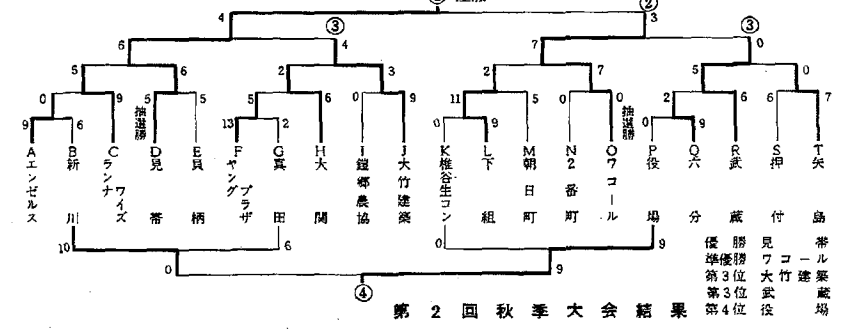


西川町野球連盟では、第二回春のリーグ戦開催に伴い加盟チームを募集致します。

当野球連盟は、昭和49年秋発足致しました。現在19チーム加盟しており、今年もシーズンを迎え左記要領で加盟チームを募集しますのでふるって参加下さい。

① チーム名  
 ② 役員2名(理事、運営委員)  
 ③ 住所  
 ④ 選手名簿  
 ⑤ 氏名  
 ⑥ 年齢  
 ⑦ 住所  
 ⑧ 会費  
 ⑨ 入会費 一チーム五千元  
 ⑩ 年間会費 一チーム八千円  
 以上を添えて、五月二日(水)七時三十分西川町福祉会館へ御持参下さい。

なお、詳しいことは、西川町真田 小林美智男 TEL 巻(2)26409まで連絡下さい。



### 公民館から

グラウンド利用の  
 皆さ〜ん!!

五月分の「グラウンド」使用抽選会は、四月二十七日午後七時三十分より、福祉会館でおこないますので利用代表者は出席してください。

### プラネタリウム 放映のお知らせ



五月十日は  
 タナバタを放映いたします。  
 ※晴天の場合、屋上で天体観測いたします。

### おわびと訂正

四月十日号の広報の「健康づくり地区別講習会に出席して」保健委員小林芳枝は小川芳枝の誤りでした。おわびして訂正いたします。

# 「健康づくりとは」(1)

## 昭和五十四年度保健委員研修会に出席して



保健委員総会研修会における健康づくりヒモ体操の場面

に身体的に病気がないというだけでは、真の健康とはいえないのです。このことについて、まず考えなおしてみることがあるようです。日本人の平均寿命は、年々延びており、世界の首位を争うまじりになりました。男性七十三才、女性七十八才と、人生八十年といつたところですが、こんなに寿命が延びてきたのは、経済の高度成長と、物質文明の豊かき、医学の進歩等いろいろの要因が重なり合ったためなのです。ところが、その反面それを手離しに喜んではいられないようになったのです。

三月二十三日、巻保健所で、昭和五十四年度保健委員研修会が行われました。当町からは、三十二名の保健委員が出席し、健康の大切さについて学びました。午前中の講話の中で、とても強く感じたことがありますので、そのことについて述べてみたいと思います。みなさんもしよに考えてください。

戦後間もない頃は、結核や伝染病で亡くなる人が多かったものです。現在は、それらの疫病は影をひそめ、脳卒中やガン・心疾患が死因の大半を占めるようになりました。全国でも県でも西蒲原地区でも死因順位は同じです。また国民の八・六人に一人が、何らかの病気がかかっており、そのうち二人に一人が循環器疾患(心臓病や高血圧・血管の病氣)にかかっているのです。出生の低下、生命延長等により、

人口構成は高齢化し、このままだければ、二十一・三十年後には(現在の若者が老人の仲間入りをする頃)人口の約半分を老人が占めることになりまます。同数の若物が、同数の老人を養うことになるのです。現在の老人医療費は十兆円を占め、国民総生産の十パーセントに当ります。老人人口が、全人口の十パーセントくらいである現代でさえ、このような状態なのです。このようなことを考えると、「自分の健康は自分で守る」ということの重大さが、浮きぼりにされてきます。ではいったいどのようにして健康を守ったらよいのでしょうか。

以前から、栄養・運動・休養を健康の三つの柱とたわわれてきましたが、その柱を自分に合った柱として立てることが大切です。それが健康を守っていくためのポイントになるようです。みなさん、どのように立てていますか。私達にとって、健康とはどんな意味があり、どうしたら元気で長生きができるのか、次回は食生活の面から考えていきたいと思います。

### クラブ員募集

毎週二回、西川町のバドミントンの仲間達が集まってバドミントンをやっております。新しく社会人となられた人、西川町に転入されて来た人、初心者、経験者を問いません。バドミントンは楽しい健康的なスポーツです。

バドミントンクラブ員を募集しておりますので練習日にお出かけください。

練習日及び場所

木曜日 竹園高校第二体育館  
土曜日 曾根小学校体育館  
時間 午後七時～午後九時  
服装等 屋内運動靴  
バドミントンラケット  
申込み先 西川町 渡辺十九春  
電話 三六八一番



5月は1日です

住みよい西川町にするため町長に「こんなことを聞いてみたい」「こんな意見を言ってみよう」とお考えのかたはお気軽に電話ください。

▽毎月第一火曜日  
午後五時から五時二十分まで  
▽電話 三二一五番



### 五月の役場事務相談

役場事務に対する意見・要望・苦情などについて、お気軽に相談においでください。

相談員の自宅の電話番号は二五二番です。電話によるご相談も歓迎します。

▽とき 五月一日・十五日  
午後一時から午後三時まで  
▽ところ 西川町役場  
▽相談員 石黒喜十郎氏

## 行楽シーズンの交通事故をなくそう



昨年は車対車のいわゆる棺桶型の事故が多発いたしました。五月は、ゴールデンウィークを中心に家族や職場の仲間同志でマイカーを利用しての遠出がふえ、これに加え、行楽という精神的解放感から思わぬ事故になります。楽しい行楽にするために次の注意が必要です。

- 計画と準備  
旅行のスケジュールに、余裕を持たせる。
- 車の点検・整備は十分にする。
- 出かける前日や旅先では、たっぷり休養をとる。
- 運転中  
●無理な追越し、スピードの出すぎはしない。

## 五月十日(木)

### 交通安全家庭の日

最近、無公害な快適な乗りものとして自転車を利用する人が増えてきました。しかし、自転車による交通事故も増えてきました。自転車も車両です。ルールを守り、正しく安全に乗ることがたいせつです。

- 自転車を利用する方は  
●ブレーキ、ハンドル、前照灯、

## 清掃デー

(春の大ぞうじ)

寒いときにはみんなから愛された暖房器具ですが、もうこのごろは少々じやまにされはじめました。またご厄介になるまで、ていねいに手入れをして、大きなビニール袋をかぶせてしまっておきましょう。さて、そうすると冬の厚ぼつたいカーテンなども取りかえたくなります。そう思ったら春物の明るい色のカーテンにかえてみると、家の中も一時にぱっと明るさがよみがえり、家族の顔もいちだんと明るさがあふれます。お部屋が明るくなると、いまままで目立たなかったタタミの汚れや机のすみのいらぬ物が目につきはじめます。春の大ぞうじは、二十二日の清掃デーを中心に、各地域ごとに決められた日にするわけですが、この日いつぱんにやっておきましょう。この日は大変です。台所や押入れの中は、この日までにあらかたすませておくように心がけ、タタミを上げて干す場所や、大きなゴミの処分も考えておきましょう。

環境衛生事業は、町が中心となつて、汚物の収集・運搬処分を、行いますが、なんといつても美しい町づくりはひとりひとりの心がけ次第です。それには、まず家の

## 行政相談委員会

### 広井良峰氏再任される

広井さんは、本年三月に行政相談委員として任期満了のところ、このたび行政管理庁長官から再任委嘱された旨連絡がありました。

広井さんは、役所の仕事で困まりの方の話を聞いて関係役所に取次いでいますので、お気軽にご相談ください。

相談は無料で内容は他に漏れることは、絶対にありません。

相談日は、毎月末日広井良峰さんのお宅で相談できます。

〈ぼくの作品〉



「評」  
クロッキーをするのは、  
はじめての体験です。  
まだ無駄な線も多く使

画題  
「クロッキー」



西川中学校2年  
中沢勝己君

われていますが、人  
物の観察はしっかり  
できて描かれていま  
す。  
指導者  
杉山 哲雄先生

お知らせ



「ふなつり大会」

- ◆日時 4月29日(日)
  - ◆場所 鰻淵機場付近
  - ◆時間 機場午前七時半集合  
八時~十二時まで
  - ◆会費 大人 五〇〇円  
小人 三〇〇円
  - ◆その他 賞品山々
- 主催 灰野釣具店  
(五三二八九)  
協賛 西川町友漁会



海と山の立体周遊  
ドライブコース!!

外彦山オーソン  
スライズ  
春を見に来て下さい……。  
新緑の萌えるスカイラインコース  
☆営業期間 4月1日~11月30日

● 4月の衛生行事 ●

月日(曜)	種目	対象	場所	時間	備考
26日(金)	乳児産婦 健康相談	S 54年2月生まれ	福祉会館	午前9:30~11:00	母子手帳持参
	乳児検診	S 53年5月 及び10月生まれ	福祉会館	午後1:30~2:30	母子手帳持参

■昭和54年度第1回危険物取扱者講習■

- 消防法第13条の5の規定による危険物取扱者講習を下記により実施します。
1. 対象 危険物取扱者免状所有者
  2. 受講申請書受付期間 昭和54年4月25日(水)から講習日の10日前まで
  3. 受講申請書の提出先 下951 新潟市学校通1番町 新潟県総務部消防防災課危険物係
  4. 講習場所及び日時

講習場所	講習日	予定人員	備 考
上越市	5月15日	200人	当日 受付開始
新井市	5月16日	150人	午前9時 講習開始
糸魚川市	5月22日	200人	午前10時 講習終了
柏崎市	5月24日	130人	午後4時
新潟田市	5月25日	150人	

5. その他  
(1) 受講要綱及び受講申請書用紙は、下記の場所に用意してあります。  
消防防災課、上越支庁、佐渡支庁、各市町村消防署
- (2) 詳細は県庁消防防災課(23-5511 内線3082)及び各市町村消防署へお問い合わせください。

一心配ごと相談

と き 毎週月曜日午後1時から午後3時まで  
ところ 老人いごいの家「西川荘」  
※ 心配ごとは、秘密・無料。  
お気軽においでください。

〔5月の相談員〕

- 7日 高井熊雄氏 伝川幸松氏
- 14日 高井熊雄氏 坪井巳之三郎氏
- 21日 高井熊雄氏 赤川幸平氏
- 28日 高井熊雄氏 高橋玄恵氏

■窓口営業時間のご案内■ 巻電報電話局

4月16日から窓口営業時間を次のとおりとさせていただきますのでよろしくお願いたします。

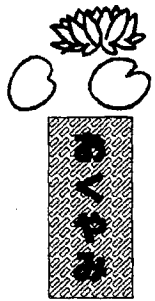
- 平 日 午前9時から午後4時まで
- 土 曜 日 午前9時から正午まで
- 日 曜・祝 日 休 業

なお、電話による受付は次のとおりです。

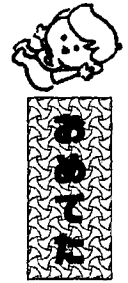
- 平 日 午前8時30分から午後5時まで
- 土 曜 日 午前8時30分から午後0時30分まで
- 日 曜・祝 日 休 業

●電話の移転工事等についてのお願い  
住いの増・改築等の多い春さきは、電話の移転等の工事が大変ごみあります。計画ができましたら一日も早く曾根郵便局または巻電報電話局へお申し込みくださるようお願いいたします。

氏 名 生 日 日 保 護 者 部 番  
小林クリエ 65 % 金 一郎 藤 見 町  
有坂甚一郎 81 % 本 人 西 汰 上  
山 岸 タキ 75 % 富 英 浦 村



氏 名 生 日 日 保 護 者 部 番  
関口 貴洋 % 和 幸 下 山  
椎谷 由美 % 功 新 栄 町  
宮川 好江 % 義 雄 与 兵 工 野  
鯉物 祐子 % 喜 勇 治 大 崎  
鈴木 恒寛 % 周 衛 大 正 通  
桑原真理子 % 兵 衛 大 正 通



町民のうごき